



茨木オークリオンズクラブ

内 規

2022年7月1日改訂

茨木オークリオンズクラブ

茨木オークライオンズクラブ内規

当内規は茨木オークライオンズクラブ（以下、当クラブという）の運営に関し、ライオンズ必携「クラブ会則および付則標準版」以外に会員が遵守すべき事項を規定したものである。

第1条 入会金および会費

1 入会金については、以下のとおりとし、既納の入会金は返還しない。

(1) 新 会 員 50,000円

(2) 賛助会員 20,000円

注記 ①正会員に移行する場合は差額30,000円を支払うものとする。

(3) 転籍会員 25,000円（新会員の1/2）

(4) 再入会員 0円

注記 ①再入会員として承認された会員は、既納入会金は存続するものとする。

また、国際入会金はクラブ負担とする。

(5) 交代新会員 25,000円（新会員の1/2）

交代新会員とは、親子の交代および転勤等による後任の新会員をいい、交代は前会員退会后一年以内とする。

2 通常年間会費（国際協会納入金・地区および複合地区納入金を含む）等については、以下のとおりとし、会食費との合計額を上半期（7月）と下半期（1月）に分けて半額宛を納入する。ただし、四半期ごと（7月、10月、1月、4月）に分けて4分の1額宛の納入を選択することもできる。なお、原則として既納の年間会費等は返還しない。

(1) 正 会 員 年 額 160,000円

(2) 優 待 会 員 同 60,000円

(3) 終 身 会 員 同 160,000円

(4) 賛 助 会 員 同 30,000円

(5) 会 食 費 同 60,000円

3 優 待 会 員

当クラブに15年以上在籍した当クラブ会員であって、病気、虚弱、老齢その他理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者は、当クラブ理事会の承認を得たときは、優待会員になることができる。優待会員は前項所定の会費を納入する。優待会員は投票権を持つが、クラブ、地区又は国際協会の役員になることはできない。

会食費は、前項にかかわらず、本人が出席した例会時に支払う(実費)

4 終身会員

(1) 次の条件に該当する者のうち、当クラブ理事会の承認を得たときは、終身会員になることができる。

① 20年以上通算して正会員であり、会員として著しい功績がある者

② 15年以上正会員であり、少なくとも70才に達している者

③ 病気で重態である者

(2) 終身会員は、正会員と同額の終身会費納入義務を負担し、正会員としての義務を遂行しているかぎり、正会員の持つすべての特権を持つ。他はすべて国際会則にしたがう。国際協会納入金は第2項に関わらず、原則として当クラブが負担する。

5 賛助会員

当クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその活動を支持し、クラブを賛助したい地域社会の優れた者は、第2条の手続を経て賛助会員になることができる。賛助会員は、各種レベルの大会代議員になることはできない。また、クラブ委員を除いて各レベルにおける役員、委員になることはできない。

会食費は、第2項にかかわらず、本人が出席した例会時に支払う(実費)

6 年度途中の入会者に対する年間会費等の扱い

(1) 年間会費は入会時に月割として納入しなければならない。

(2) 会食費は入会の月より計算して納入しなければならない。

7 特別な行事を行う時は、その都度理事会の承認を得て、特別会費を徴収することが出来る。

8 会費の未納

(1) 文書による会費納入の通知後、60日以内に会費が納入されない時は、幹事は納入期限を定めて当該会員に督促をする。

(2) 督促にもかかわらず納入しない会員については、幹事はその氏名を理事会に提出する。

(3) 理事会はその会員の進退を協議し、必要であれば「退会の勧告」を行う。

(4) 退会の勧告に応じない会員は、理事会の決議により除名する。

(5) 年度途中の退会者に対する年会費等の扱い

1) 年会費は退会時に月割りとして請求する。

2) 会食費は退会時までを計算して請求する。

第2条 会員の入会

1 入会の条件

当クラブに入会する者は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 茨木市あるいは近隣都市に於いて住所または事業所を有し、事業所にあつてはその経営者あるいは役員またはそれに準ずる者であること。
- (2) 入会候補者のスポンサーとなる者は、当クラブ在籍1年以上でグッド・スタンディングな会員でなければならない。
- (3) スポンサーで(2)の条件を満たす者であっても、他の(2)の条件に該当しない会員より依頼を受けたり、あるいは入会候補者と少なくとも1年以上の交友また知己のない、いわゆる「たのまれスポンサー」については、これを認めない。

2 入会の事前手続

- (1) スポンサーは、入会候補者が第1項に定める資格を有する者であることを充分確認し、会則・付則委員会と密接に連絡をはかりながら入会手続をすすめる。
- (2) スポンサーは、会則・付則委員会の要請に応じ、次の書類（以下、必要書類という）を入会候補者より提出させ、クラブの定める推せん書に添付する。

- | | |
|---|-----|
| ① 本人の履歴書（写真必添、規定大） | 1 通 |
| ② 住 民 票（本人分※ <u>本籍未記載</u> ）ないしはこれに代わるもの | 1 通 |
| ③ 会社等の抄本または職業の地位および内容の判る身分証明書 | 1 通 |
| ④ その他、場合により理事会が求めるもの | |

3 入会可否の審議等

- (1) 会則・付則委員会は、スポンサーより提出された必要書類の内容およびその他の事由について、慎重に検討を行ったうえで、委員会報告書を作成し、これに必要書類を添付して理事会に上程する。
- (2) 会則・付則委員会より上程された入会候補者を理事会にて審議するときは、当該スポンサーは一時退席し、審議に参加しない。また、その理事会に限り役員以外の会員の出席並びにメイク・アップは認めない。ただし、会長の要請があれば、会員委員会の代表は出席できる。
- (3) 会則・付則委員会または理事会にて不適格とされた入会候補者の書類は、直ちにスポンサーに郵送返却する。なお不適格理由については公表してはならない。
- (4) 理事会において不適格とされた入会候補者は、その年度および次年度は推薦できな

い。ただし、理由によってはこの限りではない。

- (5) 会則・付則委員会は、入会候補者を理事会に上程する以前に、当該候補者に関し、必要と考えられる他の会員の意見を聴取し、その結果の説明を(1)所定の書類に付記し、理事会に上程する。

4 入会の承認および入会式

- (1) 理事会は、会則・付則委員会より上程された入会候補者を審議し、出席理事全員異議がない場合はこれを承認する。会長は、直ちに会員に対し、この結果について必要書類を添付した文書で報告する。入会に対して異議ある会員は、報告書発送後一週間以内に、会長にその理由を申し出ることができる。
- (2) 会長は、(1)所定の異議の申し出があれば、急きょ臨時理事会を開催し、その理由が妥当と判断されれば、理事会は先の入会承認を取り消すことができる。
- (3) (2)所定の臨時理事会は、必要とあれば結論を延ばし、会則・付則委員会に再調査、再上程をさせたいえ、最終決議を行う。
- (4) 会長は、理事会において入会を承認された入会候補者を次の例会で会員に報告するとともに、次の例会で入会式ができるよう担当副会長に指示しなければならない。ただし、会長は例会報告後、当該(同じ)例会にて入会式を行うこともできる。
- (5) 会長は、ライオンズ情報委員会、指導力開発委員会および会則・付則委員会の協力を得て、入会式の日より2か月以内に新会員研修会(スクール)を開催しなければならない。
- (6) 新会員研修会に出席を要請された会員(再入会、転籍を含む)は、必ず出席しなければならない。万一欠席のときは、次回に出席する義務を負う。

(付) 新入会までの手続

①書類提出⇒②委員会検討⇒③理事会上程⇒④理事会審議承認
⇒⑤候補者名文書配付⇒⑥一週間の異議申出期間
⇒⑦例会において新会員報告
⇒⑦一週間以内の異議申出⇒⑧臨時理事会審議⇒⑨否決

⇒⑨委員会再検討⇒④へ

5 再入会および転籍

再入会および転籍の扱いについては、ライオンズ必携57版クラブ付則第1条第5項および内規第2条第1項(1)(2)(3)、第2項(1)(2)の各適用を受ける。

6 退会

- (1) 会員が当クラブを退会する場合、当クラブの共有財産および什器備品その他クラブの運営のための設備等（以下、物品等という）については、理由の如何を問わず、その所有権を放棄し、その返還を求めないものとする。
- (2) (1)の場合、当クラブは物品等をその所有者として使用占有するものとし、前項の退会会員はこれに対し、一切の異議を述べないものとする。

第2条の2 役員の選任

- 1 会長は、次期役員の選任に当たり、2月第一例会において指名委員を任命する。
- 2 指名委員は、前会長を含む5名とし、指名委員長は互選により選出する。
- 3 指名委員長は、次期役員候補に対し、役員に就任する内諾を得、3月第一例会において指名する。
- 4 指名委員会の任期終了日は、次期役員の任期終了日とする。
- 5 会長は、3月第二例会において選挙会を開催し、次期役員を選任する。

第3条 表彰規定

- 1 当クラブが定める表彰は次のとおりとする。
 - (1) 100%実出席賞
年度内例会に、1回のメイク・アップもなく実出席した会員に記念品を贈る。
 - (2) 長期出席賞
国際協会より出席賞を受けた会員が、5年以上引き続き例会に出席したとき、クラブの周年記念行事毎に表彰し、記念品を贈る。
 - (3) 長期会員特別賞
10年以上の長期にわたりクラブに在籍し、グッド・スタンディングな会員に対し、クラブの周年行事毎に表彰し、記念品を贈る。
 - (4) 特別賞
国際協会より表彰を受けた会員に対し、クラブより記念品を贈る。
 - (5) 功労賞
任期を満了したクラブ役員に対し、国際協会が発売する前役員バッジを贈る。なお、会長・幹事・会計に対しては別に記念品を贈る。
 - (6) 会員増強特別賞
会員増強に寄与した者に対し、記念品を贈る。

- 2 前項の記念品等の購入に伴う予算については、財務委員会が年初予算編成時に、クラブの財政状況を考え設定する。
- 3 受賞対象会員の決定および記念品の内容については、出席委員会並びに会則・付則委員会で審議し、理事会の承認を受けるものとする。

第4条 欠席ファイン

欠席ファインは次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 病気欠席 | 0円 |
| (2) 無届欠席 | 3,000円 |
| (3) 事前に届け出を行って欠席した場合 | 1,000円 |
| (4) 欠席届の規定 | |

①欠席届は会員の意思表示として、必ず書面にて事務局に持参もしくは、FAX、メールで送信すること。

②欠席届の提出期限は、例会日の前日午前中までとする。

以降の提出、着信は無届欠席扱いとする。但し緊急の場合を除く。

③ 席届の用紙、形式は提出会員による任意の様式とする。

④ 欠席届は、会員より請求があった場合は、閲覧することができる。

第5条 休会制度

会員の病気や怪我による長期入院等により、やむをえず例会等に出席できない場合は、会長の判断により理事会承認のうえ、上半期及び下半期の6ヶ月間単位での休会を認めることができるものとする。その場合、休会中の会費については、免除又は一部減額することができる。

第6条 慶 弔

1 会員の慶弔に際して、事務局に届け出があった場合は、クラブより次の金品を贈る。なお、返礼はしないものとする。

(1) 慶 事

①会員の結婚 30,000円と祝電

②会員の子女の結婚 10,000円と祝電

③会員の出産 10,000円

(2) 弔 事

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ①会員の死亡 | 30,000円と生花一对と弔電 |
| ②会員の父母、妻または子女の死亡 | 10,000円と生花一对 |
| ③会員と同居の二親等以内の親族の死亡 | 生花一对と弔電 |
| (3) 病気見舞 会員および配偶者一親等以内 | 5,000円程度の金品 |

病気または事故による傷疾で、引続き1か月以上の療養を必要とする者とするが、緊急の場合はこの限りではない。

- 2 前項に該当する者のある事を知った会員は、直ちに事務局に通知するものとし、幹事が代表して処理する。

第7条 公式行事に参加する場合の旅費および賦課金支出基準

- 1 他のクラブのチャーター・ナイト、同記念式、結成記念式等の行事に際し、クラブを代表して出席する者に対し、当クラブは登録料および祝金を負担する。
- 2 上級会議（地区、リジョン、ゾーン主宰の会議）に出席する者に対し、当クラブは会議費負担金を支出する。
- 3 当クラブは、年次大会代議員の登録料を負担する。
- 4 第1～3項の行事に出席する者の旅費および宿泊の負担、国内外における大会派遣についての費用負担については、その都度理事会において協議の上決定する。

第8条 実出席に関する出席メイク・アップ

- 1 例会当日に他の公式のライオンズ活動のために出席し、当クラブ例会に欠席した会員については、褒章対象に関し、実出席として扱う。
- 2 税理士、弁護士、医師、司法書士、土地家屋調査士等が各種公共団体よりその所属する諸団体に依頼があり、その所属する団体の命により、国民・市民に対して奉仕的事業として出向するときは、当該会員から出席委員長にその旨の連絡が事前になされた場合に限り、前項と同じ扱いとする。

ただし、その所属する団体の集会・総会に参加する場合はその限りではなく、その適用範囲については、幹事・出席委員長の判断に委ねる。

第9条 事務局

- 1 クラブ事務局に事務局員を置く。
- 2 事務局の営業時間については次の通りとする。

(1) 営業時間及び休日

①営業時間は平日午前9時から午後3時までとする。

②休日は土曜日、日曜日、祝日とする。

3 事務局員の選考は会長、幹事、会計が行い、理事会の承認により決定する。

4 服務規則、身分保証は次の通りとする。

(1) 勤務時間および休日

①始業午前9時、終業午後3時

ただし、公式行事がある場合はこの限りでない。

②休日は次の通りとする。

土曜日、日曜日、国民の祝日、盆休み、年末年始、その他休日については事務局員と協議の上、会長・幹事が判断する。

盆休み、年末年始の休日に付いてはキャビネットの休日を参考に幹事が判断する。

(2) 給 与

①給料は、理事会に於いて決定する。

②賞与は、毎年6月、12月の2回支給し、その額は理事会に於いて決定する。

③昇給は、原則として毎年1回7月に行う。

④昇給の有無を含め昇給額については、各年度の理事会が決定する。

(3) 定年退職

満60歳となった年の12月31日をもって定年退職とする。

(4) 退職金

引き続き3年以上在職し、自己の都合により円満に退職する場合および定年退職、クラブ都合により退職する場合に限り支給することができる。

支給額は別途理事会が決定する。

第10条 例会の服装

当クラブの例会時の服装は、次のとおりとする。

(1) 洋服（背広、ネクタイ）とし、左の襟にライオンバッジ、胸ポケットに名札をつける。

(2) 和服（和服正装）とし、左の襟にライオンバッジ、名札をつける。

(3) 盛夏期（5月～9月）に限り、品性を保つ服装であれば背広・ネクタイの着用を求めない。

- (4) 特別例会(記念会、家族会等)には、例会の内容(雰囲気)に合わせて別に定めることがある。
- (5) 自己の仕事等で例会開会までに、着替える時間がない場合は上記の限りではない。

家族会員(取扱)規定

ライオンズクラブ国際協会 日本家族会員プログラムに基づいて実施する家族正会員(国際会則付則添付紙A一会員種別a)の取扱いについては、この規定の定めるところによる。

1. 家族会員の入会資格

当クラブ正会員の成人家族である事。家族正会員として加えられる会員(正会員の配偶者、二親等内の親族並びにその配偶者を含む)は4人以内とする。男女を問わない。同一または隣接する都道府県に居住している場合のみ家族正会員として認める。

2. 権利

家族正会員は、正会員であり、正会員としての権利をもち、義務を負う会員。

但し、4項 禁止事項を設ける。

3. 義務

a 定められた納入金(国際協会入会金、国際会費、複合地区会費、地区会費)はクラブの正会員を通じ、指定された期日内に納入する事。(年会費10,000円。但し会食費を除く)

b 例会出席を免除する。但し、1年間に1回以上の例会出席並びにアクティビティの出席を望む。

c 家族正会員の会費請求書・資料等はクラブ正会員に渡す。

(自クラブの入会金と年会費は免除する)

d 例会に出席する場合、前日正午迄に事務局に連絡する事。但し会食費はその都度支払うものとする。

e 上記以外は、L必携に準じる。

4. 禁止事項

a 本会員は同時にライオンズクラブと同様性格を有する他の奉仕団体の会員になる事はできない。

b クラブの議決権を有しない。

c クラブ、地区あるいは国際協会の役職につく事はできない。各種委員会に所属しない。

d 国際大会・複合・地区年次大会等の代議員資格は与えられない。

5. 資格の喪失については、正会員と同じ。

6. 事務手続き

本内規 1.に該当し、家族正会員を希望する者はクラブ会員から家族正会員入会申請書を会長宛てに提出するものとする。家族正会員は、申請書のみで審査し、新会員としての面接、入会式等は省く。

7. 疑義の事項は、その都度クラブ（会長・副会長・幹事・会計・会員委員長）で当クラブ会則並びにクラブ諸規定によって対処する。

第 11 条 付 則

本内規を変更するときは、理事会の決議を経て例会承認を受けるものとする。

本内規は、昭和 56 年 10 月 24 日より実施する。

本内規は、昭和 59 年 6 月 1 日より一部改訂実施する。

本内規は、昭和 61 年 1 月 1 日より一部改訂実施する。

本内規は、平成 2 年 7 月 1 日より一部改訂実施する。

本内規は、平成 4 年 7 月 1 日より一部改訂実施する。

本内規は、平成 8 年 7 月 1 日より一部改訂実施する。

本内規は、平成 20 年 7 月 1 日より一部改訂実施する。

本内規は、平成 22 年 6 月 17 日より一部改訂実施する。

本内規は、平成 25 年 7 月 1 日より一部改訂実施する。

本内規は、平成 26 年 3 月 27 日より家族会員規定を追記する。

本内規は、平成 27 年 7 月 1 日より一部改訂実施する。

本内規は、平成 28 年 7 月 1 日より一部改訂実施する。

本内規は、平成 30 年 7 月 1 日より一部改訂実施する。

本内規は、平成 30 年 9 月 13 日より一部改定実施する。

本内規は、令和 2 年 3 月 26 日より一部改訂実施する。

2022年7月 一部改訂（第9条 事務局 改訂）